平成２５年（フ）第２４号
北海道小樽市稲穂４丁目４番156号　ウイングウォール507
破産者　國安　聡司
1　決定年月日　平成25年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第６８４号
川崎市多摩区中野島４丁目19番５―305号、開始決定時の住所川崎市多摩区中野島１丁目３番５―201号
破産者　松本　之弥
1　決定年月日　平成25年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１１３０号
岐阜県海津市海津町沼新田108番地２、開始決定時の住所岐阜県羽島市福寿町浅平４―27レオパレスフィールナチュラル203号
破産者　山田　常雄
1　決定年月日　平成25年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４号
三重県四日市市采女町2000番地　ハウス・ド采女302、開始決定時の住所愛知県北名古屋市高田寺東の川74番地の２　レオパレスシリウス210号
破産者　山口竜矢（開始決定時杉本竜矢）こと　柳　　龍熙
1　決定年月日　平成25年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５５号
愛知県一宮市柳戸町２丁目14番地７
破産者　酒井　里衣（旧姓服部）
1　決定年月日　平成25年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３５５号
愛知県愛知郡東郷町白鳥４丁目１番地１　押草団地102棟212号
破産者　前田　久子
1　決定年月日　平成25年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５４９号
名古屋市西区那古野１丁目37番18号
破産者　榊原　　充
1　決定年月日　平成25年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６１９号
名古屋市緑区鎌倉台２丁目1516番地
破産者　山口　寿江
1　決定年月日　平成25年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５９７号
長野県安曇野市三郷温3104―３フレンシアMⅡ202号白澤方、住民票上の住所大阪府泉大津市豊中町１丁目２番２号
破産者　古谷　増仁
1　決定年月日　平成25年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第６８１号
大阪府泉大津市池浦町５丁目１番25―501号、前住所大阪府泉大津市戎町９番３―３号
破産者　中岡　正夫
1　決定年月日　平成25年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１５５号
大阪府貝塚市堤278―８　内野方、住民票上の住所大阪府貝塚市王子603番地アッセンブリ貝塚201号
破産者　藤濵　一憲
1　決定年月日　平成25年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第５０１号
鹿児島県鹿児島市新照院町23番10号第３勝ビル502号
破産者　山内　源三
1　決定年月日　平成25年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第９１号
北海道富良野市桂木町２番209号
破産者　佐々木博幸（旧姓品部）
1　決定年月日　平成25年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６号
宮城県石巻市流留字一番囲53　蟹田仮設住宅１―５、住民票上の住所宮城県牡鹿郡女川町女川浜字大原504番地の14
破産者　宮本宰子こと　金　　宰子
1　決定年月日　平成25年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２５年（フ）第６７号
群馬県高崎市北原町69番地５、住民票上の住所群馬県高崎市北原町69番地１
破産者　栗原　勝利
1　決定年月日　平成25年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１３４２号
横浜市泉区中田南３丁目22番29号　西部コーポ101号
破産者　鈴木正太郎
1　決定年月日　平成25年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２号
京都市左京区岩倉西河原町322―２　エスポワールひえい105号、住民票上の住所京都市北区紫野上野町148番地
破産者　上田　康史
1　決定年月日　平成25年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係